

愛知・名古屋2026テレビCM放送業務委託仕様書

1 業務の名称

愛知・名古屋2026テレビCM放送業務

2 目的

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「愛知・名古屋2026」という。）の全国的な機運醸成を図り、競技大会前にチケット販売に繋がるテレビCMを作成し、広報を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から2026年12月18日（金）まで

4 業務内容

(1) 広報素材をテレビで放映する。

ア テレビCMの制作業務

- ・以下仕様の映像を作成すること。

名称	長さ
第20回アジア競技大会 CM映像	15秒
第5回アジアパラ競技大会 CM映像	15秒

- ・放映する映像を制作・編集すること。
- ・映像の内容はテロップ、スポーツをしている人物、イラスト・動画・CG・マスクットキャラクター・資料映像などを想定する。
- ・映像の制作にあたり、新たに撮影を行う場合は、事前に施設管理者や自治体等に必要な手続きを行い、発注者と協議を行った上で施設管理者と調整すること。
- ・大会の知的財産は委託者から提供する。
- ・映像の制作にあたり、公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）と調整が必要であるため、映像の第1稿提出から入稿まで1ヶ月程度調整期間を見込むこと。
- ・組織委員会との調整により、組織委員会から指摘事項があった際には、その指示に基づき修正をすること。
- ・CM放映時期毎に周知が必要な内容を告知できるようにすること。
- ・CMに使用する音楽を手配すること。なお、音楽の手配に関する費用については、契約金額に含むものとする。

イ テレビCMの放送業務

内容 : (ア) 第20回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) の告知
(イ) 第5回アジアパラ競技大会 (2026/愛知・名古屋) の告知

時期・回数 : (ア) 契約開始から令和8年10月3日までに10回以上

(イ) 契約開始から令和8年10月23日までに10回以上

放送の長さ : 15秒

放送時間 : 全国放送のゴールデン及びプライムタイム。

ただし、愛知・名古屋2026実施競技がゴールデン及びプライムタイム以外で放送される場合、委託者の承認を得た上で、ゴールデン及びプライムタイム以外の広告枠の確保を認める場合がある。

放送局 : 任意

ウ 知見を活かした付加価値提案 : 応募者ノウハウ等を活かした自由な付加価値提案を行うことができる。

(2) CM収録資材の納品

委託者が別途指定する場合を除き、委託者への納品物の納品先は以下とする。

納品先 物品 愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課
名古屋市中区三の丸3丁目2-1 愛知県庁東大手庁舎2階
電子データ (電子メール : kikaku-chousei@pref.aichi.lg.jp)

5 業務実施報告書等の提出

業務完了後、速やかに業務完了届及び業務実施報告書 (CM収録データ含む) を作成し、委託者へ提出すること。また、業務実施報告書にあつては、紙媒体 (日本産業規格A4判、カラー印刷) 2部、その報告書や記録写真・CM収録の電子データを愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課に提出すること。

なお、CM放映を行った番組の世帯視聴率及び個人ALL視聴率 (平均視聴率、終了時視聴率及び占拠率) を報告すること。

6 権利の帰属等

(1) 著作権の帰属

- ア. 本業務で作成される成果物の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、委託者に譲渡されるものとし、その対価は、委託金額に含まれるものとする。
- イ. 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ウ. 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- エ. 受託者は、委託者及び第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権 (公表権、同一性保持権、氏名表示権) を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう、受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

(2) 権利処理

- ア. 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。
- イ. 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

7 その他

- (1) 本業務は、公募型プロポーザル方式による業者選定のプロセスを経ているため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、業務に先立ち受託後1週間以内に事業進行スケジュールを作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (3) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- (4) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (5) 委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を置くこと。
- (6) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (7) 委託者が契約後に提供する第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）大会ルックガイドライン及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）大会ルックガイドラインを遵守すること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、愛知・名古屋2026に係るアンブッシュマーケティングに留意すること。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。本事業に係る会計实地検査等が行われる場合は、事業終了後であっても協力すること。
- (10) 受託者は、事業完了後5年間、本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、愛知県及び名古屋市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。本事業の経理処理にあたっては、委託費の対象となる経費を明確に区別して処理すること。
- (11) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。